

平成 30 年度 第 1 回水戸市笠原市民センター 運 営 審 議 会

日 時：平成 30 年 6 月 28 日（木）
午後 2 時 00 分
場 所：笠原市民センター 研修室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 会長及び副会長の選任について

4 あいさつ

5 議 事

(1) 平成 29 年度 市民センター利用状況について

(2) 平成 30 年度 市民センター運営方針及び重点目標について

(3) 平成 30 年度 定期講座募集状況について

(4) 平成 30 年度 市民センター等事業計画（案）について

(5) その他

6 閉 会

笠原市民センター運営審議会委員名簿

※ 任期：平成30年4月1日～平成32年3月31日（2年間）

役職	氏名	備考
	大竹隆志	笠原地区総合自治連合会会長
	小林茂	笠原地区総合自治連合会副会長
	渋江与一	笠原地区総合自治連合会副会長
	久保智佳子	笠原小学校校長
	涌泉延江	笠原支部保健推進員
	秋山理恵	笠原中学校PTA役員

(1) 平成29年度 市民センター利用状況について

【団体別利用状況】

区分	市民センター		社会教育団体		市・県		その他		合 計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
4	0	0	14	444	1	23	94	1,358	109	1,825
5	43	603	4	87	2	35	68	877	117	1,602
6	44	608	9	166	11	182	60	723	124	1,679
7	48	633	13	225	7	98	56	710	124	1,666
8	25	323	8	156	5	54	44	629	82	1,162
9	53	716	17	410	7	98	61	718	138	1,942
10	56	794	10	122	11	116	48	570	125	1,602
11	44	733	9	210	6	86	48	702	107	1,731
12	39	539	14	434	7	169	62	739	122	1,881
1	41	606	10	293	6	69	46	466	103	1,434
2	45	557	7	104	7	89	56	762	115	1,512
3	45	564	18	303	5	71	63	807	131	1,745
合計	483	6,676	133	2,954	75	1,090	706	9,061	1,397	19,781
28年度	379	5,190	106	2,325	81	1,057	785	9,955	1,351	18,527
比較	104	1,486	27	629	△ 6	33	△ 79	△ 894	46	1,254

【図書利用状況】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	28年度	比較
利用人員	2	3	1	2	2	0	0	2	2	3	0	0	17	32	△15
利用冊数	5	6	3	9	5	0	0	2	7	7	0	0	44	53	△9

【参 考】

- 市民センター（市民センター主催事業）
定期講座（教室・クラブ），高齢者教育講座，女性教養講座，家庭教育学級，文化展等
- 社会教育団体
地区会，高齢者クラブ，女性会，子ども会関係，小中学校PTA，各種スポーツ団体等
- 市・県
水戸市関係各課，茨城県関係各課，保健センター（いきいき健康クラブ），子育て広場
- その他
社会福祉協議会，民生・児童委員，町内会，女性防火クラブ，食生活改善推進員，サークル活動（趣味）等

【部屋別利用状況】

月		ホール	会議室	和室	調理室	図書室	合計
4	件数	50	31	25	3		109
	人員	1,154	375	271	23	2	1,825
5	件数	59	23	28	7		117
	人員	982	257	283	77	3	1,602
6	件数	57	31	29	7		124
	人員	904	374	329	71	1	1,679
7	件数	60	30	29	5		124
	人員	1,032	314	261	57	2	1,666
8	件数	43	15	20	4		82
	人員	754	138	166	102	2	1,162
9	件数	63	31	35	9		138
	人員	1,107	372	366	97	0	1,942
10	件数	56	24	35	10		125
	人員	904	246	364	88	0	1,602
11	件数	51	22	26	8		107
	人員	1,175	222	262	70	2	1,731
12	件数	56	28	30	8		122
	人員	1,079	301	412	87	2	1,881
1	件数	47	23	27	6		103
	人員	805	206	370	50	3	1,434
2	件数	54	23	32	6		115
	人員	891	235	332	54	0	1,512
3	件数	65	33	26	7		131
	人員	1,038	365	280	62	0	1,745
合計	件数	661	314	342	80		1,397
	人員	11,825	3,405	3,696	838	17	19,781
28年度 合計	件数	705	276	305	65		1,351
	人員	11,610	2,938	3,282	665	32	18,527
比較	件数	△ 44	38	37	15		46
	人員	215	467	414	173	△ 15	1,254

(参考)平成29年度 各市民センター利用状況

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

施設名	利用件数 (件)	利用人数 (人)
三の丸市民センター	2,011	28,724
五軒市民センター	2,641	31,861
新荘市民センター	1,850	29,187
城東市民センター	1,298	19,903
竹隈市民センター	1,463	23,564
常磐市民センター	2,070	34,563
緑岡市民センター	1,237	20,015
寿市民センター	1,053	17,043
上大野市民センター	777	10,144
柳河市民センター	1,224	14,553
渡里市民センター	1,518	24,467
吉田市民センター	1,549	24,642
酒門市民センター	1,055	14,413
石川市民センター	1,936	33,641
飯富市民センター	619	8,727
国田市民センター	858	10,430
桜川市民センター	2,157	33,390
上中妻市民センター	1,338	17,229
山根市民センター	889	11,364
見川市民センター	1,206	19,297
千波市民センター	1,409	20,025
見和市民センター	2,087	39,715
双葉台市民センター	1,830	32,959
笠原市民センター	1,397	19,781
赤塚市民センター	1,290	15,648
吉沢市民センター	1,005	13,600
堀原市民センター	1,689	29,546
下大野市民センター	625	9,281
稲荷第一市民センター	836	11,025
稲荷第二市民センター	1,301	17,488
大場市民センター	968	13,027
合 計	43,186	649,252

(2) 平成 30 年度 水戸市市民センター運営方針及び重点目標

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

- (ア) 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプラン実現に向けた取組への支援を促進し、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。
- (イ) 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。
- (ウ) 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。
- (エ) 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの積極的な活用方法を検討するとともに、施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

また、内原地区（鯉淵、妻里、内原）の市民センター開所準備及び開所後の運営を円滑に実施し、コミュニティ活動環境を整備する。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

2. 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいづくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた、現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

また、内原中央公民館や各市民センターの一般教養講座・教室・クラブ等、みと好文カレッジの事業を総称した『みと弘道館大学』が市民に親しまれ、生涯学習が市民のライフスタイルに定着し生涯にわたって学び続けることができるような学習機会の提供に努める。

(ア) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

(イ) 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくために、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。

また、事業実践集を活用しながら、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開するよう努める。

(ウ) 家庭教育学級（ふれあい学級）等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割がある。

これまでのふれあい学級の内容に加え、未就園児や小学校低学年を中心とする家庭教育の支援を強化し、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、親の役割、子どもの心の理解、躰など家庭での教育について考え、学び合う家庭教育学級等を開催する。

さらに、茨城県教育委員会が作成発行している「家庭教育ブック」等を活用し、小学校との共催により、就学時健康診断や入学説明会などの機会を捉えた家庭教育講演会を開催し、家庭の教育力向上に努める。

(2) 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援し、地域内の人材の発掘・育成を行うとともに、地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

(ア) 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用に努める。

(イ) 学習活動の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

(ウ) 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に活かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につながるよう人材の育成と活用に努める。

(エ) 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で、学習の成果をどのように活かし、また、地域の中で、どれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営に努める。

(3) 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組めるシステムを構築し、地域社会全体の教育力の向上に努める。

市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能を十分発揮する。

(ア) 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など、子どもたちが直接体験する場を提供し、社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

(イ) 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(3)平成30年度 定期講座募集状況について

【教室】 初心者対象

6月1日現在

講座名	曜日	時間	会費 (月額)	募集 人数	講師名	開講日	場所	継続	新規	合計
日本舞踊 子ども教室	第1・3 (土)	14:00~ 16:30	1,500円	20名	西崎 琴江	5/5	和室	10	0	10
笠原俳句教室	第2 (火)	9:30~ 12:00	1,000円	20名	天下井誠史	5/8	研修室	10	2	12

【クラブ】 自主運営

講座名	曜日	時間	会費 (月額)	募集 人数	講師名	開講日	場所	継続	新規	合計
エアロビクス &コアストレッチ	第1・3 (月)	10:00~ 11:30	1,000円	3名	菊池真理子	5/7	ホール	12	3	15
絵手紙	第1・3 (木)	10:00~ 12:00	1,300円	5名	茅根 啓子	5/10	研修室	9	0	9
演歌舞踊	第1・2・3 (木)	13:30~ 15:30	前後期各 10,000円	10名	石川満佐子	5/17	ホール	8	0	8
オカリナ	第1・3 (水)	10:00~ 12:00	1,000円	5名	野内 敏子	5/16	研修室	16	7	23
お菓子作りA	第1 (木)	9:30~ 12:30	500円 (材料費別)	7名	塚原 秩子	5/31	調理室	8	1	9
お菓子作りB	第3 (木)	9:30~ 12:30	500円 (材料費別)	4名	塚原 秩子	5/17	調理室	12	0	12
歌謡	第1・3 (日)	19:00~ 21:00	1,000円	10名	金沢はるみ	5/6	ホール	31	3	34
茶道	第2・4 (水)	10:00~ 12:00	2,000円	6名	福田 幸司	5/9	和室	14	1	15
シルバークッキング	第3 (金)	9:30~ 12:00	700円 (材料費別)	2名	菊地ふさ子	5/18	調理室	16	2	18
太極拳	第1・2・3 (月)	13:30~ 15:30	1,000円	6名	江面 久子	5/14	ホール	32	3	35
大正琴	第2・4 (水)	13:30~ 16:30	2,000円	5名	阿久井恵美	5/9	研修室	8	0	8
陶芸	第1・3 (水)	9:30~ 12:00	1,000円	2名	長岡 興	5/16	ホール	16	0	16
フォークス ダンス	第2・3・4 (木)	10:00~ 12:00	1,300円	6名	池田 洋子	5/17	ホール	14	0	14
ヨガA	第1・3 (火)	13:30~ 15:00	800円	2名	関谷 真央	5/1	和室	12	3	15
ヨガB	第2・4 (火)	13:30~ 15:00	800円	5名	鯉沼千加子	5/8	和室	15	5	20
箏曲	第1・2・3 (金)	9:00~ 12:00	1,500円	—	笹井 知世	5/11	和室	11	0	11
書道	第1・2・3 (火)	10:00~ 12:00	1,500円	3名	大橋 稔	5/8	和室	15	2	17
さわやか卓球	第2・4 (水)	9:00~ 12:00	1,000円	—	秋山 幸	5/9	ホール	13	3	16
エンジョイ 英会話教室	第2・4 (金)	14:30~ 16:00	1,000円	—	ニール・ハンリー	5/11	研修室	23	2	25
合計								305	37	342

(4) 平成30年度 市民センター等事業計画（案）について

1 教養講座 関係

(1) いきいきカレッジ（笠原地区高齢クラブ連合会共催事業）

回	期 日			内 容	講 師 名	募集人員
1	7月	3日	(火)	移動学習 小美玉市「タカノフーズ納豆工場」 笠 間 市「稲田禅房再西念寺」「稲田石切山脈」		40名
2	10月	30日	(火)	音楽鑑賞会 交通安全・詐欺被害防止講話	茨城県警察音楽隊	80名
3	12月	21日	(金)	ものづくり講座 お正月「しめ縄飾り」	栗 田 定 道	30名

(2) 女性セミナー（笠原地区女性会共催事業）

回	期 日			内 容	講 師 名	募集人員
1	5月	25日	(金)	ものづくり講座 「こけ玉づくり」	日本フラワーデザイナー協会 榊 原 恵 子	(30名) 28名受講
2	7月	24日	(火)	移動学習 神栖市「花王鹿島工場」 行方市「なめがたファーマーズヴレッジ」		40名
3	2月	下旬		未 定		—

(3) 夏休み子ども教室

回	期 日			内 容	講 師 名	募集人員
1	7月	14日	(土)	親と子の料理教室 テーマ：日本型食生活って なーに？	水戸市食生活改善推進員 笠原支部	親子 15組
2	8月	1日	(水)	書道教室	笠原市民センター 大 橋 稔 外	24名
3	8月	2日	(木)	絵画教室 午前：低学年，午後：高学年	別 所 恵 子 外	24名
						24名

(4) 家庭教育学級 (笠原幼稚園共催事業)

回	期 日			内 容	講 師 名	対象人員
1	6月	14日	(木)	親子レクリエーション 「親子で踊ろう みとちゃんダンス」	笠原市民センター 池 田 洋 子	親 子 100名
2	9月	21日	(金)	親子陶芸教室	茨城文化協会会員 笠原市民センター 長 岡 興	親 子 100名
3	11月	上旬		講演会「知っておきたい子ども の心と体の成長」	いばらき思春期保健協会理事 和 田 由 香	保護者 50名

(5) 笠原地区水戸郷土かるた大会

期 日			内 容	主 催 者	参加区分
1月	27日	(日)	第38回水戸郷土かるた 笠原学区大会	笠原学区子ども会育成連合会 (笠原市民センター)	低学年
					高学年

2 地区主要事業

(1) 笠原いきいき文化祭

期 日			内 容	協 力 団 体	来場予定
11月	10日	(土)	◇市民センター定期講座 ○展示の部 (2日間) 作品・活動写真展示 ○発表の部 発 表 作品販売 お 茶 会 ※特別公演 (未定)	笠原市民センター定期講座 教室受講生	800名
			◇模 擬 店	笠原地区総合自治連合会 笠原女性会 笠原地区女性防火クラブ 食生活改善推進員笠原支部	
	11日	(日)	◇餅つき体験	笠原地区スポーツ団体連合会	
			◇輪投げ大会	笠原地区高齢者クラブ連合会	
			◇そ の 他		

(2) 第21回笠原ふれあい夏まつり

期 日			内 容	会 場	来場予定
8月	11日	(土)	笠原音頭・笠原水神太鼓 模擬店・お楽しみ大抽選会	笠原小学校 校庭	1,500名

(3) 笠原地区敬老会

期 日			内 容	主 催 者	招待者
9月	15日	(土)	式典及びアトラクション	水戸市社会福祉協議会笠原支部 (笠原地区敬老会実行委員会)	1,111名

(4) 第57回水戸市体育祭

期 日			内 容	会 場	参加予定
10月	7日	(日)	笠原地区市民運動会	笠原小学校 校庭	1,500名
11月	17日	(土)	笠原地区市民歩く会	コース未定	100名

(5) 笠原地区防災訓練

期 日		内 容	主 催 者	参加人員
11月	下旬	実施内容は未定	笠原地区総合自治連合会	—

○水戸市市民センター条例

平成 21 年 9 月 29 日
水戸市条例第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第 3 条 前条に規定する市民センター(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第 4 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。

- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 12 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 13 条 審議会の庶務は、市民環境部において行う。

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 13 条までの規定は平成 21 年 12 月 1 日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第 4 条の規定の例により行うことができる。

付 則(平成 22 年 3 月 24 日条例第 13 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

○水戸市市民センター条例施行規則

平成 22 年 3 月 30 日

水戸市規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、水戸市市民センター条例(平成 21 年水戸市条例第 33 号。以下「条例」という。)第 14 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第 2 条 水戸市市民センター(以下「センター」という。)の使用時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第 3 条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の 1 月前の日の属する月の初日から使用日の 3 日前までに、市民センター使用許可申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書(様式第 2 号。以下「使用許可書」という。)を交付する。

(使用期間の制限)

第 5 条 センターの使用は、引き続き 3 日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第 6 条 センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の 3 日前までに市民センター使用変更(取消)申請書(様式第 3 号)に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更(取消)許可書(様式第 4 号)を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書(様式第5号)を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。